

委 託 設 計 書					委託方法	請 負				
所属部課名 文化財保存活用課戸定歴史館					設計年月日 令和8年 1月 4日					
生涯学習部長	審議監	課長	館長	係	係	係	設計者			
事 業 名 称		戸定歴史館空調機及び附属設備保守点検業務委託								
事 業 場 所		松戸市松戸714番地の1								
年 度 科 目	令和8年度		事 業 期 間	自 令和8年4月1日		至 令和9年3月31日				
事 業 価 格	一金				設計内容審査済					
事 業 費 計	一金									

松戸市教育委員会

內訛表

第1表 業務原価表

工種	名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量	単位	金	額	摘 要
	戸定歴史館空調機及び附属設備保守点検業務委託						
1	直接業務						
	1) 冷熱源機器系統			1	式		第2表 参照
	2) 空気調和機等関連系統			1	式		第3表 参照
	3) 外調機			1	式		第4表 参照
	4) 自動制御			1	式		
	直接人件費計						
2	直接物品費			1	式		
	直接業務費計	直接人件費 + 直接物品費		1	式		
3	業務管理費			1	式		
4	業務原価	直接業務費 + 業務管理費		1	式		

第2表

1) 冷熱源機器系統

単価表

技術者区分	規格・寸法	単位	数量	日割基礎単価 (1日8時間当り)	金額	摘要
保全技師Ⅰ		人工				
保全技師Ⅱ		人工				
保全技師Ⅲ		人工				
保全技師補		人工				
保全技術員		人工				
保全技術員補		人工				
計						

第3表 2) 空気調和機等関連系統 単価表

技術者区分	規格・寸法	単位	数量	日割基礎単価 (1日8時間当り)	金額	摘要
保全技師Ⅰ		人工				
保全技師Ⅱ		人工				
保全技師Ⅲ		人工				
保全技師補		人工				
保全技術員		人工				
保全技術員補		人工				
計						

第4表 3) 外調機 単価表

技術者区分	規格・寸法	単位	数量	日割基礎単価 (1日8時間当り)	金額	摘要
保全技師Ⅰ		人工				
保全技師Ⅱ		人工				
保全技師Ⅲ		人工				
保全技師補		人工				
保全技術員		人工				
保全技術員補		人工				
計						

仕 様 書

1. 委託名称 戸定歴史館空調機及び附属設備保守点検業務委託
2. 委託場所 松戸市松戸 714 番地の1
3. 委託期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
4. 対象設備 松戸市戸定歴史館空調機及び附属設備保守点検業務委託点検表参照
また、故障等が発生した場合、市の要請により速やかに適切な処置
及び保守をするものとする。
5. 業務内容
- (1) 点検回数
松戸市戸定歴史館冷暖房機及び附属設備保守点検業務委託点検表参照
また、故障等が発生した場合、市の要請により速やかに適切な処置
及び保守をするものとする。
 - (2) 点検内容
別紙により実施するものとし、作業は市の業務に支障のないよう行
うものとする。
 - (3) その他
収蔵資料の恒久保存及び劣化防止のため、温度20℃、湿度55%
を保つものとする。
6. 一般事項
- (1) 受託者は、業務実施にあたり、事前に保守業務の年間計画書
を作成し、市に提出すること。
 - (2) 保守点検業務を行う際は、事前に市に連絡し、市職員立会い
のもとに実施すること。
 - (3) 保守点検業務終了後、ただちに業務報告書を作成し、市に
提出すること。
 - (4) 業務に従事する技術者は、あらかじめ所定の届け出をし、市
の承認を受けること。なお、変更する場合も同様とする。
 - (5) その他本仕様書に定めない事項が生じた場合は、発注者、受託
者が協議して定める。

機 械 設 備

1 一般事項

1. 適 用 建築設備の機械設備に関する業務に適用する。

2. 目 的 機械設備について専門的見地から、点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等を未然に防止することを目的とする。

3. 用 語 用語の定義は、次のとおりとする。

- ① 「性能点検」とは、労働安全衛生法第41条第2項に定める性能検査に定める性能検査に該当するものをいう。
- ② 「月例点検」とは、労働安全衛生法第45条第1項に定める定期検査に定める定期検査に該当するものをいう。
- ③ 「シーズンイン点検」とは、冷房又は暖房時期直前に行う点検をいう。
- ④ 「シーズンオン点検」とは、冷房又は暖房時期中に行う点検をいう。
- ⑤ 「シーズンオフ点検」とは、冷房又は暖房時期終了後に行う点検をいう。

4. フロン類の扱い フロン類は、「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ形空気調和機器他

- ① 「高圧ガス保安法」、「冷凍保安規則」及び「冷凍保安規則関係基準」に定めるところによる。
- ② 空気熱源ヒートポンプユニット（シーズンイン・オフ点検）の点検項目及び点検内容は、令和5年度建築保全業務共通仕様書第4章機械設備第3節冷熱源機器空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ形空気調和機による。
- ③ 空気熱源ヒートポンプユニット（シーズンオン点検）の点検項目及び点検内容は、令和5年度建築保全業務共通仕様書第4章機械設備第3節冷熱機器空気熱源ヒートポンプユニット及びパッケージ形空気調和機による。
- ④ ガスエンジンヒートポンプ式空調機の点検項目及び点検内容は、令和5年度建築保全業務共通仕様書第4章機械設備第3節冷熱源機器ガスエンジンヒートポンプ式空調機による。
- ⑤ なお適切なGHP機能確保のため、ガス会社と年間保守契約を結ぶこと。

松戸市戸定歴史館空調機及び附属設備保守点検業務委託点検表

1 冷熱源機器系統

区分	台数	メーカー（型番）	項目	点検回数	点検時期等
R-1（二重吸式冷温水器） 小型冷温水発生機 機内盤・遠隔操作盤含む	1台	矢崎総業株式会社 (CH-K20U11)	シーズンオフ・イン点検	年2回	暖房運転 冷房運転
			シーズンオン点検	年2回	暖房運転 冷房運転
CT-1（クーリングタワー） 冷却塔	1台	矢崎総業株式会社 (CT-K20LS)	シーズンイン点検	年1回	冷却能力 128 kW
			シーズンオン点検	年4回	
			シーズンオフ点検	年1回	冷却能力 128 kW
P-2-1 冷却水ポンプ	1台	株式会社荏原製作所 (50LPD51.5A)	冷却水ポンプ 50φ×300L/min×10m	年1回	シーズンイン・オフ
				年4回	
P-2-2 冷却水ポンプ	1台	株式会社荏原製作所 (50LPD51.5A)	冷却水ポンプ 50φ×300L/min×10m	年1回	シーズンイン・オフ
				年4回	

2. 空気調和等関連機器

区分			項目	周期	分類等
AHU-1 エアハンドリングユニット 加湿器含む 電気系統含む	1台	暖冷工業株式会社 (DVU-130FM-K)	シーズンオフ・イン点検	年1回	暖房-冷房 5月
			シーズンオン点検	年3回	冷房期3回
			シーズンオフ・イン点検	年1回	冷房-暖房10月
			シーズンオン点検	年3回	暖房期3回
AHU-2 エアハンドリングユニット 加湿器含む 電気系統含む	1台	暖冷工業株式会社 (DVU-40FM-K)	シーズンオフ・イン点検	年1回	暖房-冷房 5月
			シーズンオン点検	年3回	冷房期3回
			シーズンオフ・イン点検	年1回	冷房-暖房10月
			シーズンオン点検	年3回	暖房期3回
EXT-1 膨張タンク（密閉式隔膜式膨張タンク）	1台	日立金属株式会社 (EX-60)			
				年2回	小型圧力容器
P-1-1 冷温水ポンプ	1台	株式会社荏原製作所 (40LPD51.5A)	シーズンオフ・イン点検	年1回	暖房-冷房 5月
			40φ×300L/min×10m	年6回	
			シーズンオフ・イン点検	年1回	冷房-暖房10月
P-1-2 冷温水ポンプ	1台	株式会社荏原製作所 (40LPD51.5A)	シーズンオフ・イン点検	年1回	暖房-冷房 5月
			40φ×300L/min×10m	年6回	
			シーズンオフ・イン点検	年1回	冷房-暖房10月
EH-1 ダクトヒーター	1台	日本電化工機株式会社 (200V~3Φ~5kW)	シーズンイン点検	年1回	冷房期1回
EH-2 ダクトヒーター	1台	日本電化工機株式会社 (200V~3Φ~3kW)	シーズンイン点検	年1回	冷房期1回
E F - 1 送風機	1台	三菱電機株式会社 (BFS-65SC)		年1回	
E F - 2 送風機	1台	三菱電機株式会社 (BFS-66SC)		年1回	
P S T - 1 パワーシスター	1台	日立アプライアンス株式会社 (CX-110WF形)		年2回	

3. 外調機

区分			項目	周期	分類等
OA-1 ヒートポンプデシカント	1台	ダイキン工業株式会社 (DESICA HDBMP50C)		年2回	5月・10月
OA-2 (ダイキン工業株式会社) ヒートポンプデシカント	1台	ダイキン工業株式会社 (DESICA HDBMP25C)		年2回	5月・10月